

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公開番号】特開2009-200504(P2009-200504A)

【公開日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2009-035

【出願番号】特願2009-94733(P2009-94733)

【国際特許分類】

H 01 F 38/14 (2006.01)

H 02 J 17/00 (2006.01)

H 05 K 1/18 (2006.01)

【F I】

H 01 F 23/00 B

H 02 J 17/00 B

H 05 K 1/18 N

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月18日(2010.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の引き出し線と第2の引き出し線とを有するコイルと、

前記コイルの一面の側に配置される磁性部材と、

を含み、

前記第1の引き出し線は前記一面と前記磁性部材との間を通って引き出されることを特徴とするコイルユニット。

【請求項2】

請求項1において、

前記コイルは平面状コイルであり、

前記平面状コイルは内端部と外端部とを有し、

前記第1の引き出し線は前記内端部から引き出され、

前記第2の引き出し線は前記外端部から引き出されることを特徴とするコイルユニット。

【請求項3】

請求項1または2において、

前記コイルが収容されるコイル収容部を含む基体を有し、前記基体は前記コイルの周囲に配置されていることを特徴とするコイルユニット。

【請求項4】

請求項3において、

前記コイル収容部は、前記基体を貫通する穴であることを特徴とするコイルユニット。

【請求項5】

請求項3または4において、

前記基体には前記コイルの一面側に第1の配線パターン及び第2の配線パターンが形成され、

前記第1の配線パターンには前記第1の引き出し線が電気的に接続され、

前記第2の配線パターンには前記第2の引き出し線が電気的に接続されることを特徴とするコイルユニット。

【請求項6】

請求項3乃至5のいずれかにおいて、

前記基体に、電子部品が実装されていることを特徴とするコイルユニット。

【請求項7】

請求項6において、

前記基体における前記コイルの他面側に、前記電子部品と電気的に接続している共通グランド電極が設けられていることを特徴とするコイルユニット。

【請求項8】

請求項1乃至7のいずれかにおいて、

前記磁性部材は、磁性シートであることを特徴とするコイルユニット。

【請求項9】

請求項1乃至8のいずれかにおいて、

前記第1の引き出し線及び前記第2の引き出し線は、前記磁性部材が配置される領域の外側まで引き出されることを特徴とするコイルユニット。

【請求項10】

請求項1乃至9のいずれかにおいて、

前記コイルの他面側に、前記コイルを保護するための保護部材が配置されることを特徴とするコイルユニット。

【請求項11】

請求項10において、

前記保護部材は、保護シートであることを特徴とするコイルユニット。

【請求項12】

請求項10または11において、

前記コイルは、前記磁性部材と前記保護部材とにより挟持されることを特徴とするコイルユニット。

【請求項13】

請求項10乃至12のいずれかにおいて、

前記保護部材の熱伝導率は1W/mK以上であることを特徴とするコイルユニット。

【請求項14】

請求項1乃至13のいずれかに記載のコイルユニットを含むことを特徴とする電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】コイルユニットおよび電子機器